

各施設の整備方針

道路の整備方針

歩道

- ・ 特定経路、特定道路を構成する道路には、歩道を設ける。
- ・ ただし、歩道を設けることが困難な場合においては、移動円滑化基準の経過措置に基づき、自動車を減速させて、歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路幅を設けることとする。

道路移動等円滑化基準

(歩道)

第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(附則)

2 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第三条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

経過措置が濫用され、バリアフリー化の水準が著しく低下することは避けるべきであるため、経過措置の適用にあたっては、以下の条件を全て満たすこととする。

- 1 沿道に堅固な建築物が立地している等により、規定値以上の有効幅員を備えた歩道を確保するために、非常に長い期間を要する道路であること。
- 2 規定値以上の有効幅員を備えた歩道を確保するために、既存の道路幅員の中で、車線の減少等による道路空間の再配分が困難な道路であること。
- 3 ハンプ、狭さく部、屈曲部の設置等による道路構造の工夫により、走行車両を減速させて、歩行者又は自動車の安全な通行を確保することが可能であること。
- 4 自動車交通量が少ない道路であること。

歩道の有効幅員

- ・ 歩道の幅員は、道路構造令に準じ、歩道においては、3.5 m（歩行者交通量の多い道路）又は2 m（その他の道路）以上確保することとする。
- ・ ただし、市街地の状況等の理由により、やむを得ない場合においては、歩道の有効幅員を1.5 mまで縮小することができる。

道路移動等円滑化基準

（有効幅員）

第四条 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第十条の二第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（附則）

3 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。

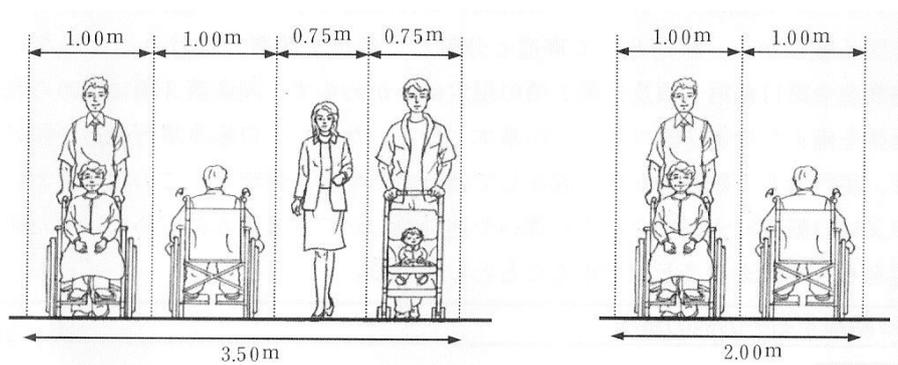


図 歩道の幅員の考え方

経過措置が濫用され、バリアフリー化の水準が著しく低下することは避けるべきであるため、経過措置の適用にあたっては、以下の条件を全て満たすこととする。

- 1 沿道に堅固な建築物が立地している等により、規定値以上の有効幅員を備えた歩道を確保するために、非常に長い期間を要する道路であること。
- 2 規定値以上の有効幅員を備えた歩道を確保するために、既存の道路幅員の中で、車線の減少等による道路空間の再配分が困難な道路であること。
- 3 少なくとも、歩道の有効幅員として1.5 mを確保でき、かつ、民地

の活用も含め、2 m以上の有効幅員を部分的に確保する等により、車いす使用者同士のすれ違いを実現できる道路であること。この場合、放置自転車等の路上障害物の存在を勘案し、実質的に有効な幅員が1.5 m確保できる見込みがあること。

舗装

- ・ 舗装は、雨水を地下へ円滑に浸透させることができる構造とし、平たんで、滑りにくい仕上げとする。

道路移動等円滑化基準

(舗装)

第五条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

こう配

- ・ 縦断こう配は5 %以下とする。ただし、マウントアップ型式等のこう配の調整がやむを得ない場合は、縦断こう配8 %以下とすることができる。
- ・ 横断こう配は1 %以下とする。ただし、やむを得ない場合は2 %以下とすることができる。

道路移動等円滑化基準

(勾(こう)配)

第六条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

横断こう配は、路面排水のために設けるものであることから、縦断こう配が2 %以上の区間については、横断こう配を0 %にすることも検討する。